

平成20年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

平成21年6月28日
独立行政法人水産大学校

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成20年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成20年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、平成20年度からの環境配慮型契約の本格的な実施に向け、平成21年3月17日開催の環境配慮契約法基本方針全国説明会（山口会場）に担当者を派遣するなどの取り組みを行った。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車の購入、省エネルギー改修事業（ESCO事業）及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務のうち、平成20年度に該当する契約はなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するための水産大学校における体制として、環境物品等の調達の推進を図るための方針に基づき設置された「独立行政法人水産大学校グリーン調達推進体制」を活用することとした。
- 電気の調達に関しては、平成20年度に基本方針に基づく契約の推進を検討し、平成21年度から取り組むこととした。